

アフリカ難民 大村入国管理センター移送の取り消しと仮放免を求める抗議声明

2015年3月13日

2015年3月12日大阪入国管理局は、R A F I Qの支援しているアフリカの難民を大村入国管理センター（長崎県大村市）移送した。この移送の取り消しと仮放免を求める。

- 1. 難民申請者であり支援者や弁護士へのアクセスや支援を受ける権利が侵害されること。**

本人は関空で収容された日本に知り合いのない難民であり、難民の実証は本人に義務付けられている。難民の実証を入管の拘束中に行わなければならない、すでに大阪の弁護士が決まっており、R A F I Qの支援も行っている。

大村への移送は難民申請手続きへの妨害であり、支援者や弁護士へのアクセスや支援を受ける権利が侵害される。
- 2. 大阪入国管理局の収容場はすでに長期収容施設になっていること。**

大阪入管は収容日数が6ヶ月を超えている人も収容されていて、実質的に長期収容施設になっている。

また、大阪入管は200人収容だが、現在の収容者は100人に満たず充分施設は足りている。
- 3. 大村への多額の移送費がかかる。**

以前移送された方によると大村へは新幹線で移送されており、移送費は一人当たり新幹線で17120円。最低2人の職員が付くので職員の往復費用が掛かり68480円。移送者と合わせると85600円かかる。

多額の費用を出して収容の空きがある大阪入管から移送する必要はない。
- 4. 難民申請者であり、早急に仮放免すること。**

難民に退去強制令書を出し、入国管理局に収容するのは、送還禁止の難民条約33条（ノン・ルフールマンの義務）に抵触することになり、再三、国際人権機関から批判されている。

私たちは1月に仮放免申請を行ったが不許可になり、理由も公表されていない。すでに収容は7ヶ月を超えている。大村での仮放免は、大阪までの交通費が自己負担になる。

大阪に戻し、早急な仮放免を求める。

以上

R A F I Q（在日難民との共生ネットワーク）
大阪府高槻市大手町6-24
TEL FAX 072-684-0231
MAIL rafiqtomodati@yahoo.co.jp